



令和5年9月15日 14:00

資料配布 近畿地方整備局

淀川河川事務所

桂川(直轄管理区間)掘削土石を 採取する事業者を募集します。

淀川河川事務所は、河川整備計画に基づく河川改修事業により、河道掘削で発生する土石について、公共事業へ優先利用した後の土石を対象に、採取を実施する事業者を公募します。

- 【申込期間】 令和5年9月19日(火)から令和5年10月10日(火)まで
- 【対象土石】 河川内に仮置きした河道掘削土石の採取
- 【予定採取量】 4万m³
- 【採取期限】 令和6年5月15日まで
- 【その他】 土石採取料等が徴収されます。

<取扱い> 令和5年9月19日 朝刊以降

<配布場所> 京都府記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

副所長 北野 頼風
総括保全対策官 辻野 雅也

TEL 072-843-2861(代)

FAX 072-841-3443

桂川(直轄管理区間)掘削土石の 採取希望者を公募します！

1. 公募の趣旨

近畿地方整備局淀川河川事務所は、河川整備計画に基づく河川改修事業により、河道掘削で発生する土石について、公共事業へ優先利用した後の土石を対象に、採取を実施する事業者を公募します。

2. 公募の概要

(1) 掘削土石採取の基本的な考え方及び採取量等

- 公共事業へ優先利用した後の土石を対象に、採取場所に河川管理者が仮置きした掘削土石を土石採取者が採取するものです。
- 掘削土石の採取量は、以下に示す数量を予定しています。なお、河道掘削事業予定箇所及び掘削予定量は、今後の公共事業の実施状況等により変更することがあります。

	令和5年～令和6年
河道掘削事業予定箇所 及び掘削予定量	京都市嵐山・松尾地区 約1万m ³ 京都市横大路・大下津地区 約3万m ³

- 申込み者から提出された資料を審査し、土石採取者を決定します。土石採取者として決定された者は、河川法第25条（砂利等の採取の許可）及び砂利採取法第16条（砂利採取計画の認可）に基づく許認可の申請が必要となります。
- 決定した土石採取者が複数となり、希望採取量合計が予定採取量を上回る場合には、均等割により採取量を決定します。

(2) 掘削土石の採取場所等

- 掘削土石の採取場所は以下のとおりです。
- 土石採取者は、近畿地方整備局淀川河川事務所に対して河道掘削事業予定箇所・採取場所・仮置きする掘削予定量について指定することができません。

●採取場所

- 京都市伏見区羽束師地区 約20,000m³
- 京都府八幡市天王山大橋付近 約20,000m³

(3) 掘削土石の採取期限

- 掘削土石の採取期限は、令和6年5月15日までです。

(4) 土石採取料等

- ・河川法の規定により、京都府条例に基づき土石採取料が徴収されます。
- ・砂利採取法の規定により、手数料を納付しなければなりません。

(5) 応募資格要件

- ・主な要件は下記のとおりです。

協業化された協同組合として、京都府において砂利採取法第3条に定める砂利採取業者に登録されている者または登録申請手続き中の者。

なお、登録申請手続き中の者は令和5年10月10日（火）までに登録を完了し登録通知書の写しを提出すること。令和5年10月10日（火）までに登録通知書の写しの提出がない者は土石採取者となることはできません。

(6) 応募申込手続き

- ・採取希望者は、採取計画概要書、誓約書等の書類を近畿地方整備局淀川河川事務所に提出して下さい。

- ・申込方法

① 郵送の場合

申込受付期間 令和5年9月19日（火）から令和5年10月10日（火）
【令和5年10月10日（火）必着のこと】

② 持参の場合

申込受付期間 令和5年9月19日（火）から令和5年10月10日（火）
【午前9時から午後5時まで、ただし、土・日・祝日を除く】

送付提出先 〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2-10
近畿地方整備局淀川河川事務所 管理課

(7) 応募審査について

- ・近畿地方整備局淀川河川事務所は提出書類により参加資格の確認を行います。
- ・土石採取者審査は、下記のとおりです。
 - ① 掘削土石の運搬・処理能力
 - ② 交通安全対策の具体的な方法
 - ③ 公道汚濁防止や騒音防止の具体的な方法
 - ④ 業務主任者の資格
- ・審査結果通知日 令和5年10月12日（木）発送予定

3. 詳しい申請内容

詳しい申請内容については、令和5年9月19日（火）に淀川河川事務所ホームページに掲載します。（<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/>）